

平成 21 年度事業計画

1. 基本方針

本会の目的である「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨徹底のため、全国組織の団体として事業の充実及び諸行事の推進を図ってきたが、平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度が発足したことを受け、本年度は同制度への円滑な移行を期すべく、一般社団法人及び一般財団法人に関する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)の規定に基づき旧主務官庁の指導の下、(社)日本獣医師会との合併の手続きを進めることとする。

本年度の事業推進にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」に定める「動物が命あるものであること」と「人と動物の共生に配慮」基本原則を踏まえ、とりわけ平成 17 年 6 月 22 日に改正された本法律の周知徹底を通じ、飼い主責任を全うするための動物の適正な飼養管理の徹底を図る。

具体的には、個体識別措置の徹底への取り組みをはじめ、動物愛護週間中央行事ならびに地方行事を通じての動物愛護週間行事、その他諸事業に積極的に取り組んでいく。

特にマイクロチップによる個体識別措置については、従来から A I P O (動物愛護全国 4 団体と(社)日本獣医師会で構成)との連携の下に積極的にこの普及推進を図るとともに、適正なマイクロチップのデータ登録に努めている。

また、動物の愛護及び管理に関する法律第 5 条に基づく「動物愛護管理基本指針(動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針)」が、平成 18 年 10 月に国から示され、この基本指針に基づき都道府県は「動物愛護管理推進計画」を策定し平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間を計画期間としている。本会は獣医学術及び動物保護(愛護)管理に関する専門的な知識を有し、且つ全国的な組織を有する団体として、行政ならびに(社)日本獣医師会をはじめ関係団体と密接な連携のもとに、この「基本指針」及び「推進計画」に対し積極的な支援活動を行っていく。

一方、環境省請負事業に関しては競争入札の原則がさらに徹底されることから、現時点での環境省からの請負事業については未定となっているが、環境省動物愛護管理事業等で本会の趣旨等に合致するものについては、事業ごとに競争入札等に参加し受託に努める。

2. 本年度の実施事項

- (1) 動物愛護週間事業への参画
- (2) 地域活動の推進
地域活動の一層の推進を図るため資料提供等と協力
- (3) 動物保護管理事業の推進
 - ①教材の作成及び頒布等
 - ②動物愛護功労者の選定と表彰
 - ③動物愛護論文・作文・絵画コンクールの実施と優秀作の表彰
- (4) 日本動物児童文学賞の実施
日本動物児童文学賞の作品募集、優秀作品の公表ならびに表彰、入賞作品集の配布
- (5) 広報及び情報提供事業の推進
 - ①会誌「生きる仲間」の発行
 - ②他団体との情報交換及び会員への情報提供
- (6) 環境省からの請負事業
本会の目的に沿った事業の競争入札に参加し事業請負に努める。
- (7) 動物飼養に関する相談事業
- (8) 動物ID普及推進事業及び動物ID情報管理システム事業の推進
- (9) 緊急災害時動物救援本部への参加
- (10) 動物との共生を考える連絡会への参加
- (11) 全国動物愛護推進協議会への参加
- (12) ISO規格動物用電子タグ協議会への参加